

し、これに六を乗じて計算した金額とする。

一 当該連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの

二 当該連結子法人（当該連結事業年度開始の日の前日から当該開始の日以後六月を経過した日の前日までの期間内に第四条の五第二項第四号に掲げる事実（残余財産の確定に限る。）が生じたもの及び当該開始の日から当該経過した日までの期間内に連結内合併（連結子法人を被合併法人とし、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする合併並びに連結子法人及び当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結子法人を被合併法人とする合併で法人を設立するものをいう。第四項及び第六項において同じ。）により解散したものを除く。）の当該連結事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属受取額（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として当該連結子法人に帰せられる金額として前条第一項の規定により計算される金額をいう。）で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業

年度の連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの

第八十一条の十九第四項から第六項までを次のように改める。

- 4 第一項の場合において、次の各号に掲げる期間内に同項の連結親法人若しくは連結子法人（当該連結親法人の同項の連結事業年度開始の時（連結内合併により設立された連結子法人にあつては、当該開始の時と当該連結内合併の時とのうちいずれか遅い時）から当該開始の日以後六月を経過した日の前日まで当該連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係が継続していた連結子法人に限る。）を合併法人とする合併（第一号に掲げる期間内に行われる合併にあつては適格合併（法人を設立するものを除く。）に限り、第二号又は第三号に掲げる期間内に行われる合併にあつては連結内合併及び適格合併（連結内合併及び連結親法人を設立するものを除く。）に限る。）が行われたとき又は第二号若しくは第三号に掲げる期間内に当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人の残余財産が確定したときは、その連結親法人が提出すべき当該連結事業年度の連結中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号、前二項及び次項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

二 第三項の連結事業年度（最初連結親法人事業年度に限る。）の開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度に当該合併に係る被合併法人の次に掲げる金額のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度に係るもの（次項において「被合併法人の確定法人税額等」という。）をその計算の基礎となつた当該被合併法人の事業年度又は連結事業年度の月数で除し、これに当該連結親法人又は連結子法人の当該開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の月数のうちに占める当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該合併の日の前日までの期間の月数の割合に六を乗じた数を乗じて計算した金額

イ 当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）の確定法人税額で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもの

ロ 当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した各連結事業年度（その月数が六月を満たさないものを除く。）の当該被合併法人の連結法人税個別帰属支払額で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第二項第二号に掲げる金額に係るもの

二、第一項の連結事業年度（最初連結親法人事業年度を除く。）の前連結事業年度 当該合併に係る被合併法人又は当該残余財産が確定した連結子法人の次に掲げる金額のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度に係るもの（次号において「被合併法人等の確定法人税額等」という。）をその計算の基礎となつた当該被合併法人又は当該残余財産が確定した連結子法人の事業年度又は連結事業年度の月数で除し、これに当該連結親法人の当該前連結事業年度の月数のうちに占める当該前連結事業年度開始の日から当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日までの期間の月数の割合に六を乗じた数を乗じて計算した金額

イ、当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した各事業年度（当該被合併法人（連結内合併に係る被合併法人を除く。）の各事業年度にあつては、その月数が六月に満たないものを除く。）の確定法人税額で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもの

ロ、当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した各連結事業年度（当該被合併法人（連結内合併に係る被合併法人を除く。）の各連結事業年度にあつては、その月数が六月に満たないものを除く。）の当該被合併法人又は当該残余財産が確定した連結子法人の連結法人税個別帰属支払額

で当該開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの

三 当該連結事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間 当該合併又は当該残余財産の確定に係る被合併法人等の確定法人税額等をその計算の基礎となつた当該合併に係る被合併法人又は当該残余財産が確定した連結子法人の事業年度又は連結事業年度の月数で除し、これに当該合併の日から当該六月を経過した日の前日まで又は当該残余財産の確定の日の翌日から当該六月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

5 第一項の場合において、同項の連結親法人が同項の連結事業年度開始の日に行われた適格合併（法人を設立するものに限る。）に係る合併法人であるときは、その連結親法人が提出すべき当該連結事業年度の連結中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、当該適格合併に係る被合併法人の確定法人税額等をその計算の基礎となつた当該適格合併に係る被合併法人の事業年度又は連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額の合計額と同号イ及びロに掲げる金額の合計額とを合計した金額とする。

6 第一項の場合において、第一号に掲げる金額が第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を超えるときは、同項の連結親法人が提出すべき同項の連結事業年度の連結中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号及び第二項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に相当する金額にその超える部分の金額を加算した金額とする。

一 第二項第一号に掲げる金額を当該連結事業年度の前連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

二 連結確定法人税額を当該連結事業年度の前連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

三 第二項第二号に掲げる金額を当該連結事業年度の前連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

四 連結内合併に係る被合併法人又は残余財産が確定した連結子法人に係る第四項第二号及び第三号に定める金額の合計額

第八十一条の十九第八項を削る。

第八十一条の二十第三項中「第八十一条の九第六項」を「第八十一条の九第七項」に改める。

第八十一条の二十二第二項及び第八十一条の二十五第一項中「支出すべき」及び「収入すべき」を「帰せられる」に改める。

第八十一条の三十一第一項中「(当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、当該分割型分割の日の属する第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度開始の日)」を削り、同条第三項中「及び第五十七条第二項(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)に規定する合併類似適格分割型分割後の解散」及び「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による」を削り、「同条第四項」を「同条第五項」に、「あるのは「当該」を「あるのは、「当該」に改め、「請求することができる」とあるのは「請求することができる。ただし、還付所得連結事業年度から欠損連結事業年度までの各連結事業年度について連続して連結確定申告書を提出している場合に限る」とを削る。

第八十四条の二第一項及び第八十六条中「分社型分割」を「分割」に改める。

第二編第三章の章名、同章第一節の節名、同節第一款から第四款までの款名及び同章第二節の節名を削

る。

第九十二条から第二百二十条までを次のように改める。

第九十二条から第二百二十条まで 削除

第二百一十一条第一項第三号並びに第二項第三号及び第四号を削る。

第二百二十二条第二項第五号を削り、同項第六号中「連結親法人事業年度」の下に「(第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度をいう。第八号において同じ。)」を、「経過する日」の下に「(残余財産の確定の日の属する事業年度にあつては、当該事業年度終了の日の翌日から一月を経過する日(当該翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日)とする。以下この項及び第二百二十五条(青色申告の承認があつたものとみなす場合)において同じ。)」を加え、同号を同項第五号とし、同項第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二百二十五条中「又は第六号」を削り、「(二)についてはこれらの号」を「については同号」に、「同項第七号又は第八号」を「同項第六号又は第七号」に改める。

第二百二十七条第二項第一号中「行なわれて」を「行われて」に、「こと」を「当該」に

改め、同項第二号及び第三号中「こと」を「当該」に改め、同項第四号中「又は第百二条第二項（清算中の所得に係る予納申告）」を削り、「こと」を「当該」に改め、同項第五号中「こと」を「その」に改める。

第二編第四章を同編第三章とする。

第二百二十九条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「第百三十四条の二第一項」を「第百三十五条第一項」に改め、「第二十八条第三項」の下に「（更正通知書の記載事項）」を加え、同項を同条第二項とする。

第三百二十二条の二中「事後設立」を「現物分配」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 合併等をした法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた法人

第三百二十五条を削る。

第三百三十四条の二第二項中「連結法人が自己を分割法人とする分割型分割を連結親法人事業年度（第五十条の二第二項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）開始の日の翌日からその終了の日までの間に行つた場合の当該分割型分割の日の前日の属す

る事業年度及び」を削り、「場合（ ）の下に「第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する」を加え、「分割前事業年度等」を「取消前事業年度」に改め、「当該更正の日の属する」の下に「第十五条の二第一項に規定する」を加え、同条第三項中「分割前事業年度等」を「取消前事業年度」に改め、「又は当該更正の日の属する」の下に「第十五条の二第一項に規定する」を加え、「経過する日の属する連結親法人事業年度終了の日まで」を「経過する日の」に、「連結親法人事業年度終了の日まで」を「連結事業年度終了の日まで」に改め、同項第四号中「の属する連結親法人事業年度終了の日」を削り、同号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号中「解散（ ）を「破産手続開始の決定による解散（ ）に改め、「及び単体間適格合併による解散」を削り、「その解散の日（合併による解散の場合には、その合併の日の前日）」を「その破産手続開始の決定の日」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 残余財産（連結法人の残余財産を除く。）が確定したこと その残余財産の確定の日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限

二 合併による解散（連結法人の解散及び単体間適格合併による解散を除く。）をしたこと その合併

の日の前日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限

第三百三十四条の二第三項に次の一号を加える。

七 普通法人又は協同組合等（連結法人を除く。）が公益法人等に該当することとなつたこと。その該当することとなつた日の前日の属する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限

第三百三十四条の二第四項第一号中「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による」を削り、同項第二号中「民事再生法の規定による」を削り、同条を第三百三十五条とする。

第三百三十六條及び第三百三十七條を次のように改める。

第三百三十六條及び第三百三十七條 削除

第二編第五章を同編第四章とする。

第三百二十八條第九号中「生命保険契約、損害保険契約」を「保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社又は同条第四項に規定する損害保険会社の締結する保険契約」に改める。

第四百四十二条中「益金不算入」の下に、「第二十五条の二（受贈益の益金不算入）、第三十七条第二項（寄附金の損金不算入）」を加え、「及び第六十条の二」を「第五十七条第二項（青色申告書を提出

した事業年度の欠損金の繰越し)、第五十八条第二項(青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し)、第六十条の二に、「並びに」を「及び第六十一条の二第十六項(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入)並びに」に、「(分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益)」を「(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)」に改める。

第四百四十三条第二項中「各事業年度」を「普通法人のうち各事業年度」に改め、「(保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるものを除く。)」を削り、同条第五項を次のように改める。

5 外国法人である普通法人のうち各事業年度終了の時に於いて次に掲げる法人に該当するものについては、第二項の規定は、適用しない。

- 一 保険業法に規定する相互会社に準ずるものとして政令で定めるもの
- 二 次に掲げる法人との間に当該法人による完全支配関係がある外国法人
 - イ 資本金の額又は出資金の額が五億円以上である法人
 - ロ 保険業法に規定する相互会社(前号に掲げる法人を含む。)
- ハ 第四条の七(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する受託法人(次号において「受託法

人」という。）

三 受託法人

第四百四十五条第一項中「還付等」の下に「（第七十四条第二項（確定申告）を除く。）」を加え、同条第二項の表第七十二条第三項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の項中「第四十六条」を「第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）、第四十六条」に改め、同表第七十四条第一項（確定申告）の項を次のように改める。

第七十四条第一項（確定申告）	二月以内	二月以内（第四百四十一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当する法人が納税管理人の届出をしないでこれらの号に掲げる外国法人のいずれにも該当しないこととなる場合又は同条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が人的役務提供事業で国内において行うもの
----------------	------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>を廃止する場合には、当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日とその該当しないこととなる日又はその廃止の日とのうちいずれか早い日まで)</p>
	<p>前節 第六十八条及び第六十九条 (所得税額等の控除)</p>	<p>次編第二章第二節 第四百四十四条(外国法人に対する準用)において準用する第六十八条(所得税額の控除)</p>

第四百四十六条第一項中「前編第四章」を「前編第三章」に改める。

第四百五十一条第一項中「第三十七号」を「第三十四号」に改める。

第四百五十九条第一項中「第八十九条第二号」を「若しくは第八十九条第二号」に改め、「若しくは第

百四条第一項第二号(清算確定申告に係る法人税額)に規定する法人税の額(第百条第一項(所得税額の控除)の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同項の規定を適用しないでした法人税の額)」を削り、「第百六十四条第一項」を「第百六十三条第一項」に、「五年」を

「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「五百万円」を「千万円」に改める。

第六百六十条中「第八十九条」を「又は第八十九条」に改め、「又は第四百四条第一項（清算確定申告）」を削り、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第六百六十一条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第六百六十二条中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第八十八条」を「又は第八十八条」に改め、「第二百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）又は第二百三条第一項（残余財産の一部分配等に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）」を削る。

第六百六十三条を削る。

第六百六十四条第一項中「第六百六十二条（偽りの記載をした中間申告書を提出する等の罪）」を「前条」に改め、同条を第六百六十三条とする。

（相続税法の一部改正）

第三条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十二条」を「第七十一条」に改める。

第三条第一項第一号中「生命保険契約（これに類する共済に係る契約で政令で定めるものを含む）」を「生命保険契約（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社と締結した保険契約（これに類する共済に係る契約を含む。以下同じ。）その他の政令で定める契約をいう）」に、「損害保険契約（これに類する共済に係る契約で政令で定めるものを含む）」を「損害保険契約（同条第四項に規定する損害保険会社と締結した保険契約その他の政令で定める契約をいう）」に改める。

第十九条の四第一項中「七十歳」を「八十五歳」に改める。

第二十四条第一項を次のように改める。

定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額は、次の各号に掲げる定期金又は一時金の区分に応じ、当該各号に定める金額による。

一 有期定期金 次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

イ 当該契約に関する権利を取得した時において当該契約を解約するとしたならば支払われるべき解

約返戻金の金額

一〇 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該契約に関する権利を取得した時において当該一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき当該一時金の金額

一八 当該契約に関する権利を取得した時における当該契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間に応じ、当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額に、当該契約に係る予定の定利率による複利年金現価率（複利の計算で年金現価を算出するための割合として財務省令で定めらるるものをいう。第三号八において同じ。）を乗じて得た金額

二〇 無期定期金 次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

イ 当該契約に関する権利を取得した時において当該契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額

ロ 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該契約に関する権利を取得した時において当該一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき当該一時金の金額

ハ 当該契約に関する権利を取得した時における、当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当

たりの平均額を、当該契約に係る予定利率で除して得た金額

三 終身定期金 次に掲げる金額のうちいずれか多い金額

イ 当該契約に関する権利を取得した時において当該契約を解約するとしたならば支払われるべき解約返戻金の金額

ロ 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該契約に関する権利を取得した時において当該一時金の給付を受けるとしたならば給付されるべき当該一時金の金額

ハ 当該契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る余命年数として政令で定めるものに応じ、当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額に、当該契約に係る予定利率による複利年金現価率を乗じて得た金額

四 第三条第一項第五号に規定する一時金 その給付金額

第二十四条第二項中「前項第三号」を「同号」に改め、同条第三項中「低い方の」を「少ない」に改め、同条第四項中「高い方の」を「多い」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 定期金給付契約（生命保険契約を除く。）で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生していないものに関する権利の価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額による。

一 当該契約に解約返戻金を支払う旨の定めがない場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、百分の九十を乗じて得た金額

イ 当該契約に係る掛金又は保険料が一時に払い込まれた場合 当該掛金又は保険料の払込開始の時から当該契約に関する権利を取得した時までの期間（ロにおいて「経過期間」という。）につき、

当該掛金又は保険料の払込金額に対し、当該契約に係る予定利率の複利による計算をして得た元利

合計額

ロ イに掲げる場合以外の場合 経過期間に応じ、当該経過期間に払い込まれた掛金又は保険料の金額の一年当たりの平均額に、当該契約に係る予定利率による複利年金終価率（複利の計算で年金終価を算出するための割合として財務省令で定めるものをいう。）を乗じて得た金額

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該契約に関する権利を取得した時において当該契約を解約すると

したならば支払われるべき解約返戻金の金額

第四十一条第三項第四号中「(平成七年法律第百五号)」を削る。

第六十四条第四項中「事後設立」を「現物分配」に、「一方の法人又は他方の」を「法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた」に、「一方の法人若しくは他方の」を「合併等をした法人若しくは当該合併等により資産及び負債の移転を受けた」に改める。

第六十八条第一項中「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「五百万円」を「千万円」に改める。

第六十九条中「正当の事由」を「正当な理由」に、「をその提出期限内」を「又は第三十一条第二項の規定による修正申告書をこれらの申告書の提出期限まで」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第七十条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第七十二条を削る。

(地価税法の一部改正)

第四条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三條」を「第四十二條」に改める。

第三十二條第四項中「事後設立」を「現物分配」に、「一方の法人又は他方の」を「法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた」に、「一方の法人若しくは他方の」を「合併等をした法人若しくは当該合併等により資産及び負債の移転を受けた」に改める。

第三十九條第一項中「五年」を「十年」に、「五百萬圓」を「千萬圓」に改め、同條第二項中「五百萬圓」を「千萬圓」に改める。

第四十條及び第四十一條中「二十萬圓」を「五十萬圓」に改める。

第四十二條を削る。

第四十三條第一項中「第三十九條から第四十一條まで」を「前三條」に改め、同條を第四十二條とする。

(消費税法の一部改正)

第五條 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十條」を「第六十七條」に改める。

第九条第八項中「特例について」を「特例及び第七項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合その他の場合における同項の規定の適用に關し必要な事項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第五項の場合において、第四項の規定による届出書を提出した事業者は、同項に規定する翌課税期間の初日から同日以後二年を経過する日までの間に開始した各課税期間（第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。）中に国内において調整対象固定資産の課税仕入れ又は調整対象固定資産に該当する課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。第九項及び第十二条の二第三項において同じ。）の保税地域からの引取り（以下この項及び同条第二項において「調整対象固定資産の仕入れ等」という。）を行つた場合（第四項に規定する政令で定める課税期間において当該届出書の提出前に当該調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合を含む。）には、前項の規定にかかわらず、事業を廃止した場合を除き、当該調整対象固定資産の仕入れ等の日（当該調整対象固定資産の仕入れ等に係る第三十条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日をいう。以下この項

及び第十二条の二第二項において同じ。）の属する課税期間の初日から三年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、第四項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を記載した届出書を提出することができない。この場合において、当該調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から当該調整対象固定資産の仕入れ等の日までの間に同項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しているときは、次項の規定の適用については、その届出書の提出は、なかつたものとみなす。

第十二条の二中「第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されない法人を除く。」を削り、「この条」を「この項及び次項」に、「事業年度（」を「事業年度に含まれる各課税期間（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は」に、「又は前条第二項」を「若しくは前条第一項」に、「事業年度を」を「課税期間を」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の新設法人が、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合には、当該新設法人の当該調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間から当該課税期間の初日以後三年を経過する日

の属する課税期間までの各課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第十一条第三項若しくは第四項、前条第一項から第三項まで若しくは前項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

3 前項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合その他の場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条第十一項中「第八項」を「第九項」に、「第五項」を「第七項」に改める。

第三十七条第五項中「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定の適用を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間は、同項の規定による届出書を提出することができない。ただし、当該事業者が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間から同項の規定の適用を受けようとする場合に

当該届出書を提出するときは、この限りでない。

一 当該事業者が第九条第七項の規定の適用を受ける者である場合 同項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

二 当該事業者が第十二条の二第二項の新設法人である場合において同項に規定する場合に該当するとき 同項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

3 前項各号に規定する事業者が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該各号に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から当該各号に掲げる場合に該当することとなつた日までの間に第一項の規定による届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しているときは、同項の規定の適用については、その届出書の提出は、なかつたものとみなす。

第三十七条の二第一項に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。